

「週休2日制確保工事試行要領」の改定について（概要）

1 背景

県土整備局では、建設業における働き方改革推進のため、平成28年度から週休2日制確保モデル工事を実施し、これまで段階的に対象範囲の拡大を行ってきた。

令和7年7月には、当県における制度の浸透状況を踏まえ通期の経費補正を廃止し、完全週休2日の経費補正を新設するなど、制度の見直しを行ったところである。

今回、積算基準の改定に伴う国要領の改定等を踏まえて、見直しを行う。

2 見直し内容（令和8年4月）

（1）国積算基準改定に伴う制度改定（営繕）

令和7年12月10日に「公共建築工事標準単価積算基準等」が改定され、同日付けで「営繕工事における週休2日促進工事の実施に係る積算方法等の運用について」が改定されたことを受け、「週休2日制確保工事試行要領補足事項（営繕工事）（別添）」を改定し、単位施工単価についても労務費の補正を行うこととする。

（2）「週」の定義の明文化（土木・営繕）

「週」の定義（基本となる「一週間」の定義）について、土木工事及び営繕工事で内容を共通化すると共に、同一の週内における現場閉所（現場休息）日の変更が困難な場合については、工事着手前に受発注者間の協議により週の定義を変更することができることとする運用を明文化する。

（3）特記仕様書の廃止（土木）

制度の浸透化を踏まえ、土木工事共通仕様書に週休2日の取組みを実施するよう記載したことから、特記仕様書を廃止する。

3 適用日

改定後の要領は、令和8年4月1日以降に公告する工事に適用する。

ただし、営繕工事において、改定前の積算基準（令和7年7月1日）を適用している工事（設計書）については、従前の要領を適用する。

以上